

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、当社は障害のある方々の社会参加と就労機会の創出を目的に、就労継続支援B型事業所を運営しております。このたび、「パートナーシップ構築宣言」を通じて、以下の取り組みを実施することを宣言いたします。

① 共生社会の実現に向けた企業連携の推進

障がいのある方々の就労の場を広げるため、地域企業や団体との連携を積極的に図り、軽作業の受託、製品加工、清掃等の業務を通じた協業体制を構築します。

② オープンイノベーションによる新規事業の創出

地域農業法人やデザイナーとの連携により、福祉×農業、福祉×アート等の分野で新たな商品やサービスを開発し、障がい者の能力を活かした新しい価値を創出します。

③ 持続可能な事業継承・地域資源の活用

同業他法人や小規模事業者との協業・事業承継を通じて、就労の場を失わない仕組みを整備するとともに、障がい者支援のネットワークを地域全体に広げます。

④ パートナー企業との公正な取引と支援体制の構築

下請け・委託先との取引においては、価格や納期等の取引条件を明確化・適正化し、継続的かつ信頼に基づく関係を築きます。また、障がい者雇用を進める企業への支援や情報提供も行ってまいります。

以上の取り組みを通じて、地域社会とともに発展し、すべての人が活躍できる共生社会の実現に貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働

条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年7月1日

株式会社 ランズ・パートナーズ

企 業 名

代表取締役 前原宏一郎

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。